

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部 市民課	
契約締結年月日	令和8年4月30日	
業 務 名	住民情報システム改修（振り仮名一括登録対応）業務	
業 務 の 概 要	氏名の振り仮名第4号施行に基づき、既存住民基本台帳ネットワークシステムとの連携による本籍地の市区町村からの氏名の振り仮名に関する通知情報等の取得について、必要となるシステムの改修及び運用支援を行い、住民記録システムへの正確かつ円滑な氏名の振り仮名一括登録業務を実施する。	
契約金額（税込）	3,652,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社日立システムズ中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明及び 契約相手方の選定理由	<p>住民基本台帳ネットワークシステムは、本市の住民記録システムと密接不可分に連携しているシステムで、株式会社日立システムズ中部支社は、本市の住民記録システム（ADWORLD）のシステム開発元であり、特許権、著作権その他の排他的権利を有している。</p> <p>また、住民記録システムの構築、運用、保守は株式会社日立システムズ中部支社が行っており、同一の事業者が該当システム改修業務を行うことで、安全かつ効率的な環境構築が可能であるため。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部 市民課です。